

平成31（令和元）年4・5月号目次

■ 議 会 の う ご き	2
常 任 委 員 会	2
総 務	2
教 育 福 祉	10
市 民 経 済	19
建 設 水 道	26
特 別 委 員 会	29
魅力あるまちづくりと交通政策調査	29
議 会 運 営 委 員 会	33
各 派 代 表 者 会 議	35
議 会 図 書 室 運 営 委 員 会	41
■ 議 長 会	42
■ 口 び	45
前 橋 市 功 労 者 表 彰	45
4・5月の日誌	45
4・5月の視察来訪	46
図 書 室 だ よ り	46

■ 議 会 の う ご き

—— 常 任 委 員 会 ——

◇ 総務常任委員会

日時・場所 4月18日(木) 第一委員会室
開議 午後0時58分 散会 午後1時57分
出席委員 鈴木(数)委員長、豊島副委員長、中林、長谷川、中里、浅井、宮田、横山各委員
当局出席者 副市長、総務、政策、情報政策担当、財務各部長、会計管理者、消防局長、消防次長、防災危機管理、政策推進、市民税、資産税、警防各課長

(職員紹介)

当局から各部長の自己紹介と関係各所属長の紹介があり、続いて、議会事務局長から自己紹介と、総務課長、議事課長、正副担当書記が紹介された。

(報告事項)

1 地震体験車について

防災危機管理課長から次のとおり報告があった。

導入した地震体験車の車両概要として、車両は日野自動車のデュトロである。起震装置は、熊本地震以前の地震災害の揺れを再現できるようになっているほか、震度2から震度7までの地震体験なども行える装置を備えている。なお、地震体験車の乗車定員は、1度の体験につき最大4名までである。

次に、運用概要であるが、地震体験車は市が実施する防災啓発事業で活用するパターンと、市内自主防災会等が実施する防災訓練等への派遣事業として、自主防災会や自治会、各種事業所等の防災訓練などへ派遣するパターンの2パターンの運用を予定している。市の防災啓発事業としては、七夕まつりや前橋まつりの会場で行う防災啓発や小中学校の避難訓練等に合わせて実施する防災教育、消防局が行う出初め式等の各種事業において活用する予定である。派遣事業としては、自主防災会や事業所が行う防災訓練等への派遣を行うことを想定しており、派遣条件はおおむね30人以上が参加する防災訓練等へ派遣することを原則としている。防災に関連しない地域のイベントあるいは祭り、営利事業に関連した各種機会への派遣はしない。また、車両を派遣した現場では、単に体験してもらうだけでなく、前橋市における地震発生の可能性や地震発生時のとるべき安全確保行動などについて啓発し、市民の防災意識の向上を図っていきたいと考えている。なお、経費については派遣事業の場合はこれまで同様、燃料費の実費について派遣を受ける団体に負担してもらう形とする。

続いて、車両広告の導入についてであるが、地震体験車の維持管理に係る費用の一部財源を確保するため、車両の側面及び車両内のモニター画面を活用した広告を導入した。契約者及び掲載料金は、星野総合商事株式会社で21万6,000円となり、モニター広告については10枠の募集としており、現在2枠である。今後も随時募集を続けていく。

地震体験車の利用に関しては、現在学校及び自治会の利用受け付けを行っている期間としており、希望日程の重複などを抽せんにより調整した上で、5月7日から事業所なども含めた随時の先着受け付け

を開始する予定としている。

また、この後の市内視察で、実際に地震体験車を用意しているのので、皆さんに地震体験をしてもらう予定である。

2 富士見地区地域審議会第22回会議の開催について

政策推進課長から次のとおり報告があった。

富士見地区地域審議会については、例年2回開催しているが、平成31年度の第1回目、通算で第22回目の会議を5月15日に富士見支所2階、大会議室において開催する。当日の議事としては、新市基本計画事業の進捗状況についてと、道路建設計画についての2点を予定している。また、報告事項については、富士見都市計画区域の前橋勢多都市計画区域への統合についてを報告する予定となっている。当日の出席予定者については、審議会委員20名を初め、市長、副市長、その他関係部課所属職員となっている。

3 前橋市市税条例等の改正の専決処分について

市民税課長及び資産税課長から次のとおり報告があった。

(市民税課長)

本件については、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことにより、この法律に関連する本市の市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、日程的に議会を開催する時間的余裕がなかった。市税の賦課事務を円滑に進めるため、地方税法と同様に平成31年4月1日から施行する必要がある、特に緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものである。

改正の理由であるが、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

主な内容であるが、私からは市民税課の個人市民税、法人市民税及び軽自動車税の部分について説明し、固定資産税及び都市計画税の部分については資産税課長から説明する。

まず、個人市民税にかかわるもので、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、これまでこの控除の適用については、年末調整で適用されたものを除き、納税通知書が送達されるときまでにこの控除に関する事項の記載のある申告書を提出した場合に限られていたが、この要件を廃止するものである。また、消費税率の改正に伴い、特別特定取得、その対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得、これは消費税を10%払って住宅を取得した場合のことである。住宅を取得して平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除期間は現行10年間であるが、これを3年間延長するものである。

次に、法人市民税にかかわるものである。法人市民税の申告納付を定める規定において、大法人に係る申告書の電子情報処理組織、これはeLTAXのことであるが、eLTAXによる提出が平成32年4月から義務化されることに伴い、電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に申告等の提出方法を柔軟化する規定を加えるものである。具体的には、事前に市長に届け出すことにより、書面により提出することも可とするものである。

次に、軽自動車税にかかわるものである。軽自動車税の税率の特例を定める規定において、地方税法の引用条項を改め、グリーン化特例、軽課及び重課に係る規定を整備するものである。

(資産税課長)

固定資産税にかかわるもので、1つ目は地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改めるものである。2つ目は高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者が提出する申告書の記載事項等について定めるものである。なお、前橋市については現在対象がない。

都市計画税にかかわるもので、わがまち特例の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を定めるものである。

施行期日は、平成31年4月1日である。

本件の専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和元年第2回定例会に報告事項として提出する予定である。

4 ぐんま緑の県民税の課税期間の延長について

市民税課長から次のとおり報告があった。

報告の理由であるが、平成26年度に群馬県で導入されたぐんま緑の県民税について、課税期間が平成31年度から平成35年度までの5年間延長されたことにより、個人市民税とあわせて賦課徴収する個人県民税の均等割額に年間700円が引き続き上乗せされることになるため、報告するものである。

主な内容であるが、群馬県では、平成26年度からぐんま緑の県民税を導入し、当初の課税期間は平成26年度から平成30年度までの5年間であったが、県議会の議決を経て課税期間が平成31年度から平成35年度までの5年間延長されることとなったものである。このぐんま緑の県民税は、個人の県民税均等割及び法人の県民税均等割に一定額を上乗せする形で課税が行われている。個人については、上乗せ前の県民税均等割額1,000円に年間700円が引き続き上乗せされるものである。また、平成26年度から東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源として500円も均等割に上乗せされているので、これと合わせると個人県民税の均等割額は引き続き2,200円となるものである。法人については、県の課税となるが、法人県民税の均等割額に応じて7%相当額が上乗せされるものである。なお、個人県民税については、地方税法の規定により、個人市民税と合わせて市町村が賦課徴収することとなっているので、本委員会において報告した。

5 平成31年度消防局における主要行事予定について

警防課長から次のとおり報告があった。

前橋市消防隊出初式を平成32年1月11日に、大手町三丁目、前橋公園みどりの散策エリアにて行う。各委員さんの出席をお願いする。

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

5月20日(月)午前10時から行うこととされた。

※会議終了後、午後2時15分から、次世代モビリティ社会実装研究センター及び地震体験車の視察を行った。

×

×

日時・場所 5月20日(月) 第一委員会室
開議 午前9時57分 散会 午前11時47分
出席委員 鈴木(数)委員長、豊島副委員長、中林、長谷川、中里、浅井、宮田、横山各委員
当局出席者 副市長、総務、政策、情報政策担当、財務各部長、会計管理者、消防局長、消防次
長、職員、行政管理、契約監理、未来の芽創造、財政、資産経営、市民税、消防局
総務、予防各課長、選挙管理委員会事務局長

(報告事項)

1 前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

職員課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙長等の報酬の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

内容であるが、別表第1に定める選挙長等の報酬の額を改めるものである。

施行期日については、公布の日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

2 前橋市行財政改革推進計画(平成28年度～平成30年度)の3カ年の取組結果(見込み)について

行政管理課長から次のとおり報告があった。

本市の行財政改革については、平成28年度から平成30年度までの3カ年を計画期間とする行財政改革推進計画に基づき取り組みを進めてきた。計画最終年度に当たる平成30年度までの取り組み結果が決算前の実績見込みとしてまとまったので報告する。

計画全体の取り組み結果であるが、計画に位置づけた46施策のうち、30施策の取り組みが完了した、あるいは計画どおりに取り組み、数値目標も含め達成した状況であり、決算後に確定する2施策を含めないものになるが、達成度は約68%となっている。未達成となった施策についても、取り組み内容の全てが実施できなかったものや目標指標には若干届かなかったものもあり、一定の実績を上げることができたものと考えている。

次に、計画全体の成果についてであるが、3カ年累計の金額ベースでは経費削減額が約5億円、歳入確保額が約2.5億円、合計では約30億円の成果を上げることができた。主なものとしては職員数の適正化や普通財産の売り払い等が挙げられる。

次に、目玉施策の取り組み状況についてであるが、本計画においては取り組み推進に特に注力する重要施策を目玉施策と位置づけており、チャレンジその1の民間委託等の推進では、市民課証明交付窓口及び斎場管理運營業務において委託を開始することができた。チャレンジその2の職員数の適正化では、計画では20人の削減を見込んでいたが、それを上回る39人の職員削減を行った。チャレンジその3ではファシリティーマネジメントの推進を行い、チャレンジその4ではマイナンバーカードの活用等を

行った。チャレンジその5では、移住コンシェルジュを中心とした移住、定住相談会や都市魅力アップ共創推進事業を行った。

また、計画外の行財政改革の取り組みでは、計画に位置づけはなかったものの、独自に取り組んだものが5施策あり、平成30年度は保健総務課において広告つきAED無償設置事業の取り組みを、にぎわい商業課において計量器定期検査業務の民間委託化の取り組みを行った。

3 工事請負契約の締結について（わかば小学校校舎大規模改造建築工事（第二期））

契約監理課長から次のとおり報告があった。

工事場所は前橋市朝倉町165番2ほか、工事内容は北校舎棟の大規模改造であり、屋上防水改修、外壁改修、建具改修ほかを行うものである。改修する所要室は、校長室、保健室、理科室ほかである。

なお、今回は第2期工事であり、平成30年度に第1期工事として南校舎棟及び北校舎棟2階の職員室の改造を行った。

契約方法は条件つき一般競争入札による契約、主な入札条件は市内に本店を有し、工事種別の格付が建築一式工事のA等級登録者である。契約金額は2億4,310万円で、契約の相手方は橋詰工業株式会社である。入札は5月14日に行い、落札率は97.64%、入札参加者は6者であった。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

4 物品の購入について（救助工作車ほか1件）

契約監理課長から次のとおり報告があった。

救助工作車の購入についてであるが、東消防署に配備された救助工作車を更新するもので、契約方法は条件つき一般競争入札による契約、主な入札条件は艀装または消防用自動車に登録があり、過去2年間に納入実績のあることである。契約金額は9,757万円で、契約の相手方は日本機械工業株式会社本社営業部である。主な装備は、救助資機材一式、ポンプ関係一式ほかである。入札は5月10日に行い、落札率は99.49%、入札参加者は2者であった。

次に、災害対応特殊救急自動車1台の購入についてである。南消防署に配備された高規格救急自動車を更新するもので、この車両は大規模災害時に国からの要請があった場合出動することもある車両で、補助金を受けることができる。このような要件のついた車両のため、災害対応特殊救急自動車という名称になっている。なお、車両の仕様については、本市消防局に配備されている高規格救急自動車と同様の仕様となっている。契約方法は条件つき一般競争入札による契約、主な入札条件は救急用自動車に登録があり、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者である。契約金額は4,496万8,000円で、契約の相手方は群馬日産自動車株式会社である。主な装備は、気道確保用資機材、自動体外式除細動器ほかである。入札は5月13日に行い、落札率は99.95%、入札参加者は1者であった。

なお、報告した2件の契約締結については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

5 マイナンバーカードを活用したプレミアム付き自治体ポイント事業について

未来の芽創造課長から次のとおり報告があった。

概要についてであるが、国は2019年10月の消費増税時の反動減対策として、2019年10月からの低所得者、子育て世帯向けプレミアム商品券及び中小、小規模事業者の店舗での消費者へのポイ

ント還元を実施した後、2020年夏ごろに、マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、自治体ポイントへのプレミアムポイント付与に対する支援を予定しており、マイナンバーカードを活用した消費の活性化策の実施に向け、自治体による必要な環境整備を2019年度に実施するものとなる。

また、このマイナンバーカードを活用した消費活性化策の事業イメージとして、利用者はマイナンバーカードを取得後、マイキーIDを設定し、マイキープラットフォームの利用者マイページにおいて自治体ポイントを購入すると、国による支援として、購入したポイントに応じたプレミアムポイントが付与される。このポイントは、市内商店や専用通販サイトにて利用することができる。また、詳細は未定であるが、マイナンバーカードでの利用に加え、QRコード決済についても検討がされているとのことである。

次に、今後の取り組みについてであるが、1点目に今年度の取り組みとして、国費10分の10の個人番号カード利用環境整備費補助金を活用し、6月補正予算に計上の上、利用促進のための広報、マイキーID設定支援、店舗募集等の事務を進めていく。店舗募集によっては、現在にぎわい商業課が進めているプレミアム付商品券事業と対象が重複するため、周知等の連携を図っていく。また、広報、マイキーID設定支援、店舗募集等の事務については、効率的、効果的に実施するため、総括して公募型プロポーザル方式にて業務委託を実施する予定となっている。

2点目に中長期的な取り組みとして、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使える見込みとなるなど、今後一層の利用拡大に向かって検討を進めたいと考えている。本市としては、これまでも各種証明書のコンビニ交付、母子健康情報サービス、マイタクの活用など、積極的に利活用を進めてきたが、今回の景気対策と連動しながら事業を推進することで、マイナンバーカードの取得推進、前橋ポイントの利用拡大を図っていく。

参考に、現在の本市のマイナンバーカード取得率については、平成31年3月末で4万2,190枚、率にして12.53%となっている。4月末の普及率は4万2,685枚、率にして12.67%であり、全国的には1,680万2,039枚、率で13.16%となっている。なお、自治体ポイントの利用にはマイナンバーカードの取得が前提となるが、申請から取得に1カ月以上の時間を要し、その後さらにマイキーIDの設定が必要となるため、申請時期に余裕を持った支援が必要と考えている。

本事業の実施に当たり、令和元年第2回定例会で補正予算の承認をいただき、かつ国の個人番号カード利用環境整備補助金の交付決定を条件にプロポーザル等を進めていく。

6 市の区域内の町区域の変更について（朝日町一丁目ほか）

資産経営課長から次のとおり報告があった。

本件については、前橋都市計画事業二中地区（第三）土地区画整理事業の施行に伴い、区域内の土地の区画及び形状を改めた結果、市の区域内の町区域の変更を行おうとするものである。

変更の期日については、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行しようとするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

7 前橋テルサに係るサウンディング型利活用調査の実施について

資産経営課長から次のとおり報告があった。

本件は、前橋テルサについて、民間事業者との対話を通じて利活用のアイデア、市場性の有無等を調

査するサウンディング型利活用調査を実施するに当たり、5月9日の資産利活用推進委員会、5月14日の庁議において承認をいただき、準備を進めているところであるが、実施公表前に総務常任委員会において報告する。

実施目的についてであるが、前橋テルサについては建物が築27年を経過して、大規模改修や設備改修等が必要な時期を迎えている。また、施設の維持管理に大きなコストが生じている状況や収支状況を踏まえ、令和元年度から新たな行財政改革推進計画においても、前橋テルサにおける民間活力の導入を施策として位置づけているところである。このような状況を踏まえて、前橋テルサの利活用に向け、市内部での検討のみでなく、民間事業者との対話の場を設け、その活用アイデアや市場性を広く聞くことにより、活用の検討材料とすることを目的にこの調査を実施したいというものである。

スケジュールであるが、6月11日の定例記者会見において実施の公表を行い、その後8月に提案参加事業者に向け説明会を開催した上で、9月から10月までの参加申し込み期間を経て、実際のサウンディング調査を11月中に随時実施していく予定である。なお、サウンディング結果の公表については12月以降を予定している。

8 前橋市市税条例の改正について

市民税課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

主な内容であるが、個人市民税にかかわるもので、都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度の見直しにより、特例控除額の措置対象を総務大臣が定める基準に適合する都道府県または市区町村に対する特例控除対象寄附金とするものである。

具体的な内容については、ふるさと納税制度の見直しについての部分になる。今回の改正では、総務大臣は3点の基準に適合する都道府県または市区町村をふるさと納税特例控除の対象として指定することになった。1点目は寄附金の募集が適正に実施されているもの、2点目は返礼品等の費用が寄附金額の3割以下であること、3点目は返礼品が都道府県等の地場産品であることとなったことから、総務大臣の指定を受けた都道府県等に対する寄附金が特例控除対象寄附金となり、指定を受けられなかった都道府県等に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については特例控除の対象外となるというものである。

軽自動車税にかかわるもので、1つ目については、令和元年10月1日以降、これまでの軽自動車税に係る自動車取得税が軽自動車税の環境性能割という名称になり、市税となるが、消費税の増税対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用の自家用軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率を1%軽減するものである。

環境性能割に係る臨時的軽減措置についてであるが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用の自家用軽自動車を購入する場合、環境性能割の税率1%が軽減されるもので、燃費基準等ごとに定められた通常の税率が1%ずつ軽減されるものである。

次に、2つ目について、令和元年10月1日以降、現在の軽自動車税が軽自動車税の種別割という名称となるが、令和元年度または令和2年度に最初に車両番号の指定を受けて、一定の環境性能を有する3輪以上の種別割の税率について、グリーン化特例、軽課の適用期限を2年間延長し、それぞれ令和2年度分または令和3年度分に限り、燃費性能に応じた軽減をするものである。

次に、3つ目については、自動車メーカーの燃費試験不正問題の対応に係るものであるが、軽減対象

車に係る軽自動車税、種別割と環境性能割になるが、納付不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の取得者等とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するもので、これは不正によって燃費性能が取り消された場合には自動車メーカーに不足額を賦課し、徴収することとする内容のものである。

施行期日であるが、個人市民税にかかわるものは令和元年6月1日、軽自動車税にかかわるものは同年10月1日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提案する予定である。

9 前橋市火災予防条例の改正について

予防課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、2点ある。1点目は、工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。2点目は、住宅用火災警報器などの基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

主な内容であるが、1点目については避雷設備の位置及び構造を定める規定において、日本工業規格とあるものを日本産業規格に改めるものである。こちらについては、法改正により名称が改められたことによるものである。

2点目については、住宅用防災警報器などの設置を免除する要件に特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を加えるものである。この特定小規模施設用自動火災報知設備についても、延べ面積が300平方メートル未満の小規模な建物向けに開発されたもので、無線式の連動型感知器により各部屋に警報を発するものである。

施行期日については、公布の日とするものであるが、1点目の避雷設備に関する部分については令和元年7月1日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

(そ の 他)

1 行政視察の日程について

10月23日(水)から25日(金)までの2泊3日で実施することとされた。なお、調査事項については正副委員長に一任することとされた。

2 次期委員会の開催日程について

8月20日(火)午前10時から行うこととされた。

◇ 教育福祉常任委員会

日時・場所 4月19日(金) 第一委員会室
開議 午後0時55分 散会 午後2時14分
出席委員 須賀委員長、近藤(好)副委員長、小淵、新井美加、新井美咲子、鈴木(俊)、
三森、金井、岡田(行)各委員
当局出席者 副市長、教育長、福祉、健康各部長、教育、指導担当各次長、子育て施設、健康増進、保健予防、衛生検査、国民健康保険、教委総務、教育施設各課長

(職員紹介)

当局から各部長の自己紹介と関係各所属長の紹介があり、続いて、議会事務局長から自己紹介と正副担当書記が紹介された。

(報告事項)

1 平成31年度前橋市公立保育所(園)等の入所状況について

子育て施設課長から次のとおり報告があった。

公立保育所の状況であるが、公立保育所の16カ所の計では、利用定員1,720人に対して、入所児童数は1,469人であり、定員に対する入所率は85.4%となる。入所者計1,469人のうち7人であるが、これは入所者数のうち、他市町村から前橋市が受け入れをしている管外保育の児童の人数である。

私立保育園の状況であるが、私立保育園は、平成30年度まで25園であったが、2園が公立の保育所から民営化となり、その他、民営化に伴う統廃合、認定こども園からの移行に伴い、平成31年度、私立保育園は24園となっている。こちらは利用定員2,240人に対して、入所児童数は2,128人、入所率は95.0%である。

公立、私立保育所の計であるが、利用定員3,960人に対して、入所児童数は3,597人、入所率は90.8%となっている。

認定こども園の状況であるが、認定こども園については、平成30年度は43園であったが、私立保育園及び私立幼稚園などから移行した分を合わせて平成31年度は合計48園となっている。入所状況であるが、利用定員4,291人に対して入所児童数は3,993人であり、入所率は93.1%となっている。前年度比では、入所児童数は594人の増となっている。

公立保育所、私立保育園と認定こども園の総合計であるが、利用定員8,251人に対して、入所児童数は7,590人、入所率は92.0%となっている。前年度と比較すると、入所児童数は307人増となっている。

管外保育の状況であるが、前橋市から他市町村に委託をしている児童は合計で93人、他市町村から前橋市が受け入れをしている受託児童は合計で183人という状況である。

2 放課後児童クラブの開設等について

子育て施設課長から次のとおり報告があった。

わかば児童クラブは、旧天神小学校内に設置したクラブハウスを利用して活動していたが、旧天神小

学校は、今後明桜中学校として利用予定のため、わかば小学校内にクラブハウスを新築し、移転したものである。

受け入れ対象児童はわかば小学校で、平成31年3月18日に開所した。

入所児童数については、4月2日時点で定員60名に対して1年生から6年生まで、合計47名が利用している。

3 前橋市健康増進計画（第2次計画）後期計画の策定について

健康増進課長から次のとおり報告があった。

策定の趣旨であるが、市民の健康寿命の延伸を目指し、平成26年度に10カ年計画で策定した本市の健康増進計画である健康まえばし21、第2次計画について、市民を取り巻く状況や環境の変化に対応し、今後も市民の健康づくりを支援、促進していくため、平成30年度に実施した中間評価や2月のパブリックコメントなどを踏まえて、このたび後期計画を策定した。

計画の期間については、2019年度から2023年度までの5カ年である。

計画の基本的考え方であるが、基本理念は地域ぐるみ、みんなでとりくむ、健康づくりとし、健康目標については、1点目は健康寿命の延伸と健康格差の縮小で、2点目は生活習慣病の予防・重症化予防とし、前期計画を継承している。計画の概要であるが、栄養・食生活、運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯と口の健康、健康診査の7分野について、年代別などの目標や取り組みを示し、市民が健康づくりに取り組み、目標達成を目指せるものとなっている。

計画の推進についてであるが、冊子版については、関係する機関や団体を中心に計画推進の協力依頼とあわせて配布する。概要版については、内容の一部を4月に全戸配布した健康のしおりに掲載した。また、今後各種事業などを通じて広く周知を進め、市民の皆さんにとって使えて、わかる計画にしていきたいと考えている。

4 前橋市民の健康状況について

健康増進課長から次のとおり報告があった。

作成の目的についてであるが、保健師活動の一環としてデータの見える化を図ったものである。地区で活動している保健師が所属する各課が保有するデータなどを地区別等で示すことにより、関連性や課題を見える化し、施策や市民の行動などに役立てることを目的としている。

データの傾向について、成人保健の国保特定健診の受診率であるが、集団健診を行っている地区、主に旧4町村になるが、受診率が高い傾向にある。

次に、国保特定健診、ヘモグロビンA1cについて、こちらは糖尿病の検査項目の数値でHbA1cと表示されるものであるが、国、県の平均値と比較すると、本市の平均値が余りよくないということがわかる。また、成人保健のヘモグロビンA1cや肥満度、BMIで、地区では宮城が上位のほうにあるが、学校保健、小学生の肥満度データの中でも宮城が上位のほうにある。この地区で各年代を通しての課題であることが認識でき、早い時期からの対応が必要であるということが認識できる。

続いて、各種がん検診の結果であるが、市全体としてさらに受診率の底上げが図れればと考えている。また、がんは早く見つければ治ることや早期発見、精密検査などの重要性を広く周知していきたいと考えている。

その他の健康課題として、厚生労働省が行っている国民健康栄養調査の平成28年度結果で群馬県男

性喫煙率が全国ワースト1位というデータや食塩摂取量データ、高血圧のデータがあるが、ともに関連性があり、改善を図らなければならない項目であると考えている。

この資料については、今後自治会を初めとする地区組織を中心に市民の皆さんと共有し、健康について考えるきっかけや健康増進のための行動の動機づけとして活用していく予定である。

5 前橋市特定医療費（指定難病）支給認定更新申請費用助成事業の拡充について

保健予防課長から次のとおり報告があった。

事業の目的について、特定医療費（指定難病）は331疾患あり、受給者証を有する人に対し、更新申請に必要な主治医が記載する臨床調査個人票作成等に要する費用の一部助成として、経済的負担の軽減を目的に平成30年度より事業を開始しているが、平成31年度より複数の疾患を持つ人に対して助成額の増額を行うものである。

拡充点については、複数の疾患で申請が必要な人について、1疾患につき3,000円上乗せしていた助成額を1疾患につき5,000円にするものである。具体的には1人で2疾患持っている人が8,000円から1万円へ、1人で3疾患持っている人が1万1,000円から1万5,000円にそれぞれ助成金が増額となる。参考までに平成30年度の実績であるが、助成金申請者が2,472人で、そのうち2疾患持っている人は50人、3疾患持っている人が1人となっている。

対象者は住民登録が前橋市にあり、前橋市保健所で更新申請手続を行った受給者となる。

周知の方法であるが、毎年8月に群馬県から更新該当者に送付される特定医療費（指定難病）更新申請の案内通知の発送時期に合わせて前橋市保健所より案内及び必要書類を送付する。そのほか市ホームページに掲載して周知する。

6 おたふくかぜ予防接種の無料化について

保健予防課長から次のとおり報告があった。

目的であるが、おたふく風邪の地域感染拡大防止と保護者の経済的負担の軽減を目的として、おたふくかぜ予防接種が定期接種となるまでの間、接種費用の全額を公費負担とするものである。

実施開始時期及び回数であるが、平成31年4月1日の接種から初回の接種1回のみを対象とする。

対象者については、接種当日、本市に住民票がある満1歳から4歳未満の幼児となる。

実施場所は、市内医療機関で接種した場合のみ対象とする。

接種方法は、ほかの予防接種同様、医療機関へ予約した上で、接種日当日に母子健康手帳、健康保険証、名前シールを持参して接種を受けることができる。参考までに金額を申し上げると平成30年度までは接種費用の一部である4,000円の助成であったが、平成31年度から7,462円の接種費用は全て公費負担とする。

周知については、4月1日号の市広報や健康のしおり及び市ホームページへの掲載のほか、市内医療機関に啓発ポスターの掲示を依頼している。そのほか関係課とも連携し、健診や健康相談の機会を利用して、周知に努めていく。

7 平成31年度（2019年度）前橋市食品衛生監視指導計画について

衛生検査課長から次のとおり報告があった。

食品衛生法に基づき市内に流通する食品等の安全性を確保し、市民の健康保持を図るため、年度ごと

に前橋市食品衛生監視指導計画を定めている。なお、本計画の策定に当たり、計画案を公表し、パブリックコメントを行い、計画に反映させてある。

計画の概要について、主要な事業は4点ある。

1点目は営業施設等への監視指導、いわゆる立入検査である。過去に発生した食中毒事例、取り扱う食品の流通規模や特性など、社会的影響へのリスクを勘案し、目標監視件数を定めている。この監視指導等により食中毒の未然防止、食品表示の適正化を図っていく。また、効率的かつ効果的な監視指導が実施できるように年間計画を策定している。

2点目は、食品の検査である。市内に流通する食品や生産、加工、製造等されている食品を採取し、法に基づいた方法で検査を行い、その安全性等を確認していく。

3点目は、食品等事業者の自主衛生管理の推進である。平成30年の食品衛生法の改正により導入が決定したHACCPによる衛生管理については、平成32年6月までに食品等事業者への導入が義務化されることから、講習会等で普及啓発を図るとともに、事業者の業種や状況等に応じた技術的な指導、助言により導入支援を推進していく。

リスクコミュニケーション事業の展開であるが、食品衛生に関する情報発信を行い、正しい情報の周知に努めるとともに、講習会やイベント等の機会を捉えて市民との意見交換を行うなど、市民の意見を聞きながら、事業展開していきたい。

8 前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

国民健康保険課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行ったものである。地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されている。この改正部分については、国民健康保険税の賦課事務を円滑に進められるよう直ちに条例改正を行う必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とした。

内容であるが、2点ある。1点目は、国民健康保険税の医療給付費分に係る課税限度額について、現行の58万円から61万円に引き上げるものである。なお、課税限度額を引き上げることは、国民健康保険税が頭打ちになる所得金額が高くなるので、所得の高い人により多く課税され、その分、低所得者層の負担を軽減した国民健康保険税の負担の見直しが可能となるものである。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万5千円から28万円に、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、同じく現行の50万円から51万円に引き上げるものである。今回の改正は、経済動向等を踏まえて、平成26年度からの軽減措置の拡充に引き続き、軽減判定の基準額をさらに引き上げたものである。

施行日については、平成31年4月1日である。

なお、本件の専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定に基づいて、平成31年第2回定例会に報告事項として提出する予定である。

9 わかば小学校校舎大規模改造工事（第二期）の概要について

教育施設課長から次のとおり報告があった。

2017年度に旧朝倉小学校と旧天神小学校が統合したわかば小学校の校舎大規模改造の第2期工事である。

基本方針であるが、経年により劣化した内外装の改修とあわせて、老朽化した設備機器やサッシの取りかえ工事などを行い、教育環境の改善と施設の長寿命化を行うものである。

工事概要であるが、既設鉄筋コンクリート造3階建ての北校舎棟の改造である。改修部分の床面積は2,605平方メートルで、内外装の改修、設備機器、サッシ取りかえ工事を行う。

事業経緯、今後の計画等であるが、2017年度に実施設計を行い、2018年度は第1期工事として、普通教室がある南校舎棟、それと北校舎の一部、2階の職員室の工事を先行して行った。平成31年度は、北校舎棟の職員室を除いた管理、特別教室の大規模改造を行う予定である。

10 明桜中学校体育館ほか新築工事の概要について

教育施設課長から次のとおり報告があった。

基本方針であるが、春日中学校と広瀬中学校の統合に伴い、中学校サイズのアリーナを持つ体育館を建設し、教育環境の整備を図ることなどとしている。

工事概要であるが、体育館は鉄骨造2階建てで、延べ面積1,977平方メートルである。所要室は、アリーナ、ステージ、卓球場などである。

施設等の特徴であるが、配置としては、平成30年度に解体したプール跡地に新築する。また、バリアフリー化、それから照明、内装、防災備蓄庫などについて、明るさやシックスクールに配慮した内装仕上材、避難施設としての機能を備えるなどの配慮を行っていく。

事業経緯、今後の計画等であるが、2017、2018年度、2カ年にわたり実施設計を行い、2021年4月の開校に向けて、平成31年度建設工事に着手して、平成32年8月の完成を予定している。

11 明桜中学校校舎ほか大規模改造工事の概要について

教育施設課長から次のとおり報告があった。

基本方針であるが、先ほどの体育館と同様に春日中学校と広瀬中学校の統合に伴うもので、既存の小学校の校舎の内外装を改修し、あわせて中学校として必要な美術室等の特別教室を整備していくものである。また、既存の体育館については床を改修して柔剣道場に、また既存の児童クラブについては、内部を一部改修して学校の多目的室として活用できるようにする。

工事概要であるが、既設鉄筋コンクリート造4階建ての西校舎棟及び東校舎棟の改造である。改修部分の床面積は5,176平方メートル、内外装改修、設備機器、サッシ取りかえ工事などを行う。

事業経緯、今後の計画であるが、こちらも体育館と同様に2017、2018年度、2カ年にわたり実施設計を行い、2021年4月の開校に向け、平成31年度改造工事に着手して、平成32年9月の完成を予定している。

12 前橋市教育施設長寿命化計画の改訂について

教育施設課長から次のとおり報告があった。

まず、計画の目的と改定理由である。本計画については、市の教育委員会所管の施設を対象として、施設の長寿命化によりライフサイクルコストの縮減、そして財政負担の平準化を図ることを目的にして、

平成25年3月に策定したものであるが、計画策定から6年が経過したことにより、今回方針や基準などを見直し、また新たに策定された本市の諸計画との整合を図るため、平成31年3月に改定したものである。

次に、長寿命型改善事業の取り組みである。本計画の中で教育施設の構造体の保護にかかわる改修を長寿命型改善事業として取り組むこととしているが、期間を平成25年度から平成34年度までの10年間としている。今回の改定では、この期間は変更していないが、平成35年度からは新たな期間を設定することとしている。

主な改定内容について、大きく3点ある。まず1点目は、学校施設の目標使用年数の見直しを行っている。構造躯体の健全性が確認されて、長寿命化が可能な鉄骨鉄筋コンクリート造、そして鉄筋コンクリート造の学校施設については、従前は65年だった目標使用年数を80年に設定している。

2点目は、今後校舎等の改築、改修費用について、文部科学省のほうで提供しているソフトを使用し試算している。おおむね50年で建てかえる従来型のサイクルと長寿命化の改修を行いながら80年で建てかえる長寿命化型のサイクルで比較して、試算した結果である。今後40年間で総額197億円、年平均4.9億円を削減できるという結果である。

3点目は、学校施設整備計画の見直しを行っている。本市の学校施設については、これまで耐震改修事業を主に行ってきたが、そちらが完了したため、今後は長寿命型改善事業として、屋上防水や外壁改修、また校舎、トイレの大規模改造を中心に取り組む計画としている。

なお、今回の改定に当たり、広く市民の皆さんなどから意見をいただくためにパブリックコメントを実施している。平成31年1月16日から2月15日まで意見募集した結果、3名から8件の意見をいただき、そちらのほうについても一部を計画に反映している。

計画については市ホームページ、それと情報公開コーナーなどで閲覧できる

(そ の 他)

1 次期委員会の開催日程について

5月20日(月)午後1時から行うこととされた。

※会議終了後、午後2時25分から、総社歴史資料館、旧本間酒造及び保健所検査室・動物棟の視察を行った。

×

×

日時・場所	5月20日(月)	第一委員会室
	開議 午後0時56分	散会 午後1時46分
出席委員	須賀委員長、近藤(好)副委員長、小淵、新井美加、新井美咲子、鈴木(俊)、三森、金井、岡田(行)各委員	
当局出席者	副市長、教育長、福祉、健康各部長、教育、指導担当各次長、社会福祉、子育て施設、介護保険、障害福祉、教委総務、教育施設、生涯学習各課長	

(報告事項)

1 前橋市民生委員定数条例の改正について

社会福祉課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、地域における高齢化の進展等に対応するため、民生委員の定数を改めるものである。

内容であるが、民生委員の定数、現行672人を679人とするものである。

施行期日については、令和元年12月1日とするものである。

本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

2 前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

社会福祉課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、災害弔慰金の支給等に関する法律において、3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率については、法改正により市町村条例で定めることができるようになったため、本市としての貸付利率等を改めるものである。

主な内容であるが、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる旨の規定を加えるとともに、災害援護資金の貸付利率について、法により年3%と定めていたものを保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とするものである。また、災害援護資金の償還方法については、年賦償還のみであったところに半年賦償還、月賦償還を加えるものである。

施行期日については、公布の日とするものである。

本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

3 病児・病後児保育施設の新規開設について

子育て施設課長から次のとおり報告があった。

本件については、先日、タブレットによる情報提供をした事項になるが、重要な案件であるので追加提出とした。今回新たに開設となる病児、病後児保育施設、おれんじは、平成30年度より平成31年4月1日開設を目指して施設整備を行っていた。事業実施に必須となる保育士の確保など一部の準備が整わず開設に至らない状況が続いていたが、5月13日に全ての準備が整ったことから、市と実施者の協議により、5月21日に開設することに決定した次第である。開設に先立ち、市ホームページ掲載など、いち早く市民への周知を図る必要があったことから、まずは議員の皆さんにタブレットにより情報提供をした。本日、委員会の場で改めて報告する。

児童が病気等で集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭保育ができないときに、当該児童を環境を備えた専用施設で保育する病児、病後児保育について、市内3カ所目となる施設、おれんじを開設する。

開設日は、5月21日である。

場所は、幸塚町にあるかなざわ小児科クリニックの敷地内に独立して建設した病児、病後児保育の専用施設である。

利用可能日時は、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までで、利用の際は、電話またはクリニックのホームページの専用画面から事前に予約して利用してもらう。

4 前橋市介護保険条例の改正について

介護保険課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、介護保険法施行令の改正により本市における非課税世帯に係る保険料負担を軽減するため、第1号被保険者に係る介護保険料のうち第1段階から第3段階の額について改定を行うものである。

主な内容であるが、公費による軽減措置に基づき令和元年度及び令和2年度の介護保険料において、所得の少ない第1号被保険者について介護保険料を引き下げるものである。具体的には、第1段階を2万9,900円から2万4,300円に、第2段階を4万6,700円から3万7,400円に、第3段階を5万6,100円から5万4,200円に引き下げるものである。

施行期日については、公布の日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

5 前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の改正について

障害福祉課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、施設の老朽化等により前橋市第一福祉作業所が解体されることになるのに伴い、移転する必要があることから、所要の改正を行おうとするものである。

内容であるが、前橋市第一福祉作業所の位置を前橋市障害者教養文化体育施設内の前橋市上佐鳥町539番地2に改めるものである。

施行期日については、市規則で定める日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

6 学校給食共同調理場の業務委託業者の選定について

教委総務課長から次のとおり報告があった。

内容であるが、市内6カ所の学校給食共同調理場のうち、前橋市学校給食西部共同調理場の調理業務及び前橋市学校給食南部共同調理場の調理、配送業務について、契約期間満了となるため委託業者の選定を行うものである。なお、前橋市学校給食西部共同調理場については、業務の円滑化、効率化を図るとともに、コストの削減を目的として新たに配送業務を委託しようとするものである。

委託開始予定時期であるが、令和2年4月1日である。

対象とする共同調理場であるが、前橋市学校給食西部共同調理場及び前橋市学校給食南部共同調理場とする。

対象とする業務であるが、献立作成、食材調達業務については現行どおり市が責任を持って行い、調理、配送業務について委託を行う。

業者の選定方法であるが、公募型企画提案（プロポーザル）方式により決定する。

今後のスケジュールであるが、7月にプロポーザルの実施、10月に選定業者の決定、11月から業務の移行準備、令和2年4月に業務委託開始の予定である。

7 工事請負契約の締結について（わかば小学校校舎大規模改造建築工事（第二期））

教育施設課長から次のとおり報告があった。

工事場所は、前橋市朝倉町165番2ほかである。

工事内容は、北校舎棟の改造であり、屋上防水改修、外壁改修、建具改修ほかについて行うものである。改修する所要室は、校長室、保健室、理科室ほかである。今回は第2期工事であり、平成30年度に第1期工事として南校舎棟及び北校舎棟2階の職員室の工事を行ったものである。

契約方法は、条件つき一般競争入札による契約である。入札条件としては、市内に本店のある工種別の格付が建築一式工事A等級登録者である。

契約金額は2億4,310万円で、契約の相手方は橋詰工業株式会社である。令和元年5月14日に入札を行い、落札率は97.64%で、入札者は6者であった。なお、令和元年11月下旬までの工期を予定している。また、今回は建物本体の発注であり、今後、電気設備工事及び機械設備工事の発注を予定している。

本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

8 前橋市公民館利用に関する条例の改正について

生涯学習課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、南橋公民館の本館改築工事に伴い、同館の室名及び使用料を改めるものである。主な内容であるが、南橋公民館の室名及び使用料を改めるものである。

施行期日については、市規則で定める日とする。これは、南橋公民館が現在工事中であるため、引き渡し日等が確定次第規則で定めるものである。

本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

(その他)

1 行政視察の日程について

10月23日(水)から25日(金)までの2泊3日で実施することとされた。なお、調査事項については正副委員長に一任することとされた。

2 次期委員会の開催日程について

8月20日(火)午後1時から行うこととされた。

◇ 市民経済常任委員会

日時・場所 4月22日(月) 第一委員会室
開議 午後0時56分 散会 午後1時24分
出席委員 角田委員長、堤副委員長、岡、小林、藤江、近藤(登)、富田、石塚、岡田(修)
各委員
当局出席者 副市長、市民、文化スポーツ観光、環境、産業経済、農政各部長、環境政策、公営
事業各課長

(職員紹介)

当局から各部長の自己紹介と関係各所属長の紹介があり、続いて、議会事務局長から自己紹介と正副担当書記が紹介された。

(報告事項)

1 前橋市自然環境調査(植物)の結果について

環境政策課長から次のとおり報告があった。

調査目的であるが、本市の自然環境の現況を把握することを目的に鳥類、昆虫類、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、水生生物、そして今回の調査対象の植物を毎年順次自然環境調査として実施しているものである。

調査内容であるが、植物を調査対象として、市内17地点において5月から10月、春から秋にかけて実施したものである。

調査結果であるが、確認種数は148科1,228種で、そのうち重要種、絶滅のおそれのある植物になるが、この確認状況は32科47種であった。なお、調査結果の概要版については、小中学校や生涯学習関係、図書館などに配布して、多くの人に見ていただきたいと考えている。

過去に実施した調査結果との比較についてであるが、今回の調査では、過去の調査結果と比較すると、全体として多くの種数を確認することができたことから、市内の植物が生息する環境はおおむね良好に保たれていると推測される。その一方で、高標高地、1,000メートル以上の確認種数は過去よりも少ない結果となっている。これは、近年増加が見られる鹿の食害の可能性も考えられるということである。なお、令和元年度については鳥類の調査を実施する予定となっている。

2 グリーンドーム前橋等運営検討委員会の検討結果について

公営事業課長から次のとおり報告があった。

検討目的であるが、今後の持続可能な競輪事業の運営を展開していくため、現在の直営方式によるさらなる経営努力とともに、広く民間事業者の活力も含め、検討していくこととし、平成30年9月5日にグリーンドーム前橋等運営検討委員会を設置した。以降5回にわたって原則公開とし、検討を重ねてきた。また、毎回検討委員会開催後には月例の市民経済常任委員会において中間報告を行った。そして、3月27日には最終報告として競輪事業等運営方式の基本的な考え方をまとめたものが市長へ報告されている。

委員であるが、各分野から参画していただき、官民6名で構成されている。

提案内容であるが、委員会では、持続可能な競輪事業の運営方式を追求するために直営方式と民間活力を有効活用した官民連携方式の可能性を比較評価し、さらには財政シミュレーションを行い、今後の運営方式の基本的な考え方を報告するとともに、速やかな実現に向けた改革の遂行を提案するものである。

具体的には、1つ目として、公営事業として存続していくため、競輪開催業務については民間事業者の持つノウハウを積極的に活用し、より効率的な事業運営を実現すること。また、グリーンドーム前橋の公の施設である会議室等の貸し館事業については、現行の直営方式を継続していくことが好ましいと考えるというものである。また、2つ目として、連携する事業者は価格評価だけではなく、競輪事業の業務効率化、そして売り上げ向上策はもとより、それを補完するファンサービスや顧客層の拡大策、来場者の増加につながる新たな事業展開も含めた総合的な提案募集をもって評価すること。さらに、3つ目として、官民連携方式の実施に向け、適正な業務の遂行はもとより、来場者や選手関係者への影響が及ばぬよう十分な準備を行い、スムーズに移行ができるよう留意すること。4つ目として、施行者及び施設管理者としての責務を効果的、効率的に遂行するため、職員数の適正化を図り、業務管理や施設管理、貸し館事業等の組織体制を再編整備することとしている。

最後に、今後も前橋競輪が収益確保を継続し、公営事業として健全財政への一助となり、市政運営に寄与していくためには、民間活力と共存、連携していく時期に来ていることから、民間と行政との役割分担を明確に整理し、官民連携方式により、おのおの活力を有機的かつ最大限に生かしながら、グリーンドーム前橋の再生、ひいては人が集まる街なかのにぎわい拠点としてまちづくりにつなげていくことを期待するとまとめられている。

今後の予定であるが、この報告を受け、提案された内容を指針とし、特に競輪開催事業における民間活力の導入については、市政運営全体の行財政改革を鑑み、その実現に向けた準備に取り組んでいきたいと考えている。

(そ の 他)

1 次期委員会の開催日程について

5月21日（火）午前10時から行うこととされた。

※会議終了後、午後1時50分から、ジョブセンターまえばし、大渡体育館・大渡温水プール、前橋文学館・萩原朔太郎記念館の視察を行った。

×

×

日時・場所	5月21日（火）	第一委員会室
	開議 午前9時55分	散会 午前11時16分
出席委員	角田委員長、堤副委員長、岡、小林、藤江、近藤（登）、富田、石塚、岡田（修）各委員	
当局出席者	副市長、市民、文化スポーツ観光、環境、産業経済、農政各部長、生活、スポーツ、	

(報告事項)

1 令和2年度全国高等学校総合体育大会前橋市実行委員会の設立について

スポーツ課長から次のとおり報告があった。

まず、実行委員会設立の趣旨であるが、令和2年8月に北関東を中心としたインターハイが開催される予定であり、前橋市では空手道競技とサッカー競技が開催される予定となっていることから、本市における開催準備及び運営に万全を期すため、標記の前橋市実行委員会を設立するものである。

実行委員会の概要であるが、令和元年5月23日に設立総会及び第1回総会を開催し、関係団体40名から成る委員構成により設立する予定であり、この40団体から委員を委嘱する予定となっている。

令和2年度全国高等学校総合体育大会の概要であるが、期間については令和2年8月10日から24日までで、東京オリンピックとパラリンピックの間に開催される。このような事情もあり、開催地については北関東4県のほか17府県により分散開催となる。

本県の実施競技、日程及び会場については、特に前橋市開催の2競技について、サッカーは8月19日から25日の7日間、正田醤油スタジアム群馬などで、また空手道は8月10日から12日の3日間、ALSOKぐんまアリーナで開催される予定である。

最後に、参加見込み数であるが、本市においては約2,600人の選手等、約6万3,000人の観客を見込んでいる。

2 前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例の制定について

産業政策課長から次のとおり報告があった。

制定の理由であるが、創業しようとする者または創業して間のない者及び本市に事務所または事業所を有する事業者に対し、創業及び事業活動を支援することにより本市の産業を振興し、もって地域経済の発展に寄与するため、前橋市創業センターを設置するものである。

主な内容であるが、1つ目として、名称を前橋市創業センターとし、位置を前橋市千代田町二丁目7番10号と定めるものである。

2つ目として、創業センターが行う事業については、創業及び事業活動に必要な支援を行うこと、インキュベーションオフィスや会議室などの施設を創業者、市内事業者等の利用に供すること、その他創業センターの設置の目的を達成するために必要なことと定める。

3つ目に、創業センターの利用者として、インキュベーションオフィス及びチャレンジショップを利用できる創業者、会議室、ものづくりラボ及びセミナーホールを利用できる者についてそれぞれ明記する。

さらに、4つ目として使用料について、施設や時間帯の区分を設けて定めようとするものである。

施行期日については、令和2年4月1日とするものである。

前橋市創業センターについては、平成27年度に開設し、その運営を業務委託することにより既に創業者等の利用に供されているところであるが、創業支援を含む地域産業全体の施設として機能の充実を図る必要性が近年高まっている。こうしたことから設置及び管理に関する条例を制定し、現在の運営受託者との委託契約期間が令和2年3月末をもって満了するので、これに合わせて改めて公の施設として管理運営を行おうとするものである。

本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

その後については、各種創業セミナー等の自主事業の幅広い展開を図るため、令和2年4月から指定管理者制度へ移行したいと考えており、これに向けて公募による指定管理者の選定を行っていききたいと考えている。

3 平成30年度制度融資の実績について

産業政策課長から次のとおり報告があった。

平成30年度に実施した制度融資は、小口資金、中小企業経営振興資金、経営力強化支援資金、中心商店街にぎわい資金、季節資金、短期サポート資金、企業設備資金、中小企業研究開発資金、起業家独立開業支援資金、企業誘致促進資金及び勤労者生活資金の11種となる。これら11種の制度融資の平成30年度の全体実績については、件数が1,497件、融資金額が9億7,539万円で、前年度と対比すると、件数で303件、融資金額で2億6,202万7,000円の減となっている。

その内訳であるが、比較的大きな増減があったものについて主な増減理由を説明する。小口資金は、前年度対比133件、1億3,043万3,000円の減となった。小口資金の実績は、平成16年度以降減少傾向にあったが、平成28年度から保証料の全額補助を実施したことから、その初年度である平成28年度は大幅な実績増となった。平成30年度は、平成29年度に引き続き借りがえ融資需要が一段落したことや、各金融機関の信用貸し、いわゆるプロパー融資の増加などに伴い、利用実績は減少傾向にあるが、それでも保証料の全額補助を実施する前の平成27年度と比較すると、件数は4割程度、金額は2割程度上回っている状況である。

次に、中小企業経営振興資金は前年度対比で15件、1億2,147万7,000円の減となった。この融資も各金融機関のいわゆる信用貸し、プロパー融資の増加に伴い、近年減少傾向にある。

経営力強化支援資金は平成28年度に新設したものであり、平成29年度が実質的な初めての実行となるものであるが、小口資金等の借りがえ特例措置の代替利用ケースが増加したことから、前年度対比18件、1億4,951万4,000円の増となった。

季節資金は前年度対比118件、1億1,404万円の減、また短期サポート資金は前年度対比35件、1億7,962万1,000円の減となった。いずれも近年減少傾向が続いており、短期の融資市場金利が低くなっていることが原因と推測している。

企業設備資金については、前年度対比3件、4,448万円の増となった。主に小規模事業者による設備投資が促進されたことが背景にあると考えている。

最後に、起業家独立開業支援資金は前年度対比22件、1億6,128万円の減となった。これも小口資金や中小企業経営振興資金と同様に各金融機関のいわゆる信用貸し、プロパー融資の増加に伴うものと推測される。また、近年は融資を必要としない事業規模で起業するケースがふえているため、起業家による利用自体が減少していることも減少要因として推測される。

これらの制度融資の実績については、総じて近年は減少傾向が続いており、市内の中小企業の資金需要は金融機関のいわゆる信用貸し、プロパー融資により賄われるケースがふえていることがその要因と捉えている。

4 前橋テルサに係るサウンディング型利活用調査の実施について

産業政策課長から次のとおり報告があった。

この報告案件は、5月20日の総務常任委員会で資産経営課から報告があったものと同じ案件であるが、前橋テルサについて民間事業者との対話を通じて利活用のアイデア、市場性の有無等を調査するサウンディング型利活用調査を実施したいと考えている。このサウンディング型利活用調査については、市有資産等の有効活用に向けた検討に当たって、その活用方法について民間事業者から広く多様な意見、提案を求め、対話を通じて活用アイデアや市場性を検討する調査のことである。この調査の実施については、庁内合意として5月9日の資産利活用推進委員会及び5月14日の庁議において承認を得て、既に準備を始めているところであるが、実施要領を公表するに先立ち本日報告するものである。

実施目的であるが、前橋テルサは平成4年の建物供用開始以来築27年が経過し、大規模改修や施設改修等が必要な時期を迎えている。また、施設の維持管理に大きなコストが生じている。こうした状況や収支状況を踏まえ、令和元年度からの3カ年を計画期間とする新たな行財政改革推進計画において民間活力の導入を進めていくこととしている。計画初年度である令和元年度は、民間活力の導入に向けて検討を行う計画となっており、その一環として、市内部での検討のみではなく、民間事業者との対話の場を設け、活用アイデアや市場性を広く聞くことにより活用の検討材料とすることを目的に調査を実施するものである。

スケジュールとしては、6月11日に予定されている定例記者会見において実施要領の公表を行い、その後8月に提案参加事業者向けの説明会等を開催した上で、9月から10月までの提案参加申し込み期間を設ける。実際のサウンディング、提案事業者との対話は11月に随時実施する予定である。そして、12月以降にサウンディング結果の公表を行い、あわせて結果を踏まえた利活用方法の検討を進めていきたいと考えている。

5 プレミアム付商品券事業の実施について

にぎわい商業課長から次のとおり報告があった。

概要は、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域消費を喚起することを目的に、国の政策にのっとり、本市としてもプレミアムつき商品券を発行する事業を実施するものである。その必要な経費は国からの全額補助である。

対象者は、低所得者については令和元年度分の市民税非課税者で、対象者は約6万5,000人を見込んでいる。子育て世帯については3歳未満の子を持つ世帯主で、対象児童は約8,200人を見込んでいる。

商品券の内容については、1人当たり券面額2万5,000円を販売額2万円まで購入が可能となっており、1冊当たり券面額5,000円で、販売期間内で分割購入ができる仕組みとしている。割引率は20%である。

商品券の購入の流れであるが、引きかえ券の交付として、低所得者については購入意思の確認と課税審査の同意を必要とすることから、まずは7月上旬に候補者に対して申請書を送付し、意思確認の後に対象者へ別途引きかえ券を郵送することとなる。子育て世帯については、対象者へ直接引きかえ券を郵送する。

商品券の販売については、販売期間を9月初旬から令和2年1月末までとし、市内の公共施設等へ販売箇所を設け、商品券の販売を行う。

なお、販売当初の9月では、市民サービスの観点から、各地域の支所と市民サービスセンターでの販売を予定している。なお、10月以降の販売については、郵便局からの提案申し出もあり、市内の各郵

便局で販売できるよう調整していきたいと考えている。

利用店舗については、利用者の利便性向上を図り、物品販売などの市民サービスを提供している市内事業者2,000店舗の登録を目標に広く働きかけていきたいと考えている。

事業費、事務費については、全体事業費は約19億7,000万円で、主な内訳は商品券の換金資金が18億3,000万円で、補正予算で対応する予定である。なお、事業費は全額国庫補助である。

本事業については、本庁舎9階にプレミアムつき商品券の担当室を設置し、問い合わせなどに対応するためのコールセンターも配置しながら事業を進めていく。本事業を実施するに当たっては、個人情報の扱いや市民サービスの観点から購入しやすい、利用しやすい環境整備が重要と考えているので、庁内の関係各部署並びに各種の民間機関、商業店舗等と連携しながら事業の邁進に努めていきたいと考えている。

6 令和元年度新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式の開催について

農業委員会事務局長から次のとおり報告があった。

開催の目的であるが、本市農業を担っていく新規就農者に対し、農業委員会、市、群馬県及びJA前橋市等で新規就農者の今後の活躍を期待し、激励を行うものである。また、それにあわせて家族経営協定を締結し、家族間の経営意識の向上や働きやすい環境づくりを支援するものである。開催日時、会場であるが、令和元年7月29日午後2時から富田町の前橋市農業協同組合本所2階、多目的ホールにおいて開催する。出席者については、新規就農者及び家族経営協定を締結する家族、来賓、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関の職員等である。

新規就農者の状況であるが、対象となる新規就農者は、平成31年4月30日時点で、年齢21歳から48歳までの就農者であり、合計で9人となっている。営農類型別では、水稻、花木1人、露地栽培2人、施設栽培5人、花木1人という状況である。地区別では、芳賀地区2人、桂萱地区1人、木瀬地区1人、荒砥地区2人、宮城地区が3人となっている。

式典の概要であるが、市長及びJA前橋市組合長が就農奨励金を贈呈し、続いて農業委員会長が記念品の贈呈を行う。次に、合同で家族経営協定の調印を行う。また、今後の農業経営の参考としていただくため、関係機関から新規就農者向けの情報提供を行う。新規就農者の確保、育成は本市農業の維持、発展に欠かせない施策であり、今後新規就農者による情報交換会の開催や営農状況の訪問調査等を行い、就農の定着や農業経営基盤の確立を支援していきたいと考えている。

(その他)

1 自治会役員の慰安旅行について（小林委員からの質問）

小林委員から質問があった。

2 自衛隊関係の展示等について（小林委員からの質問）

小林委員から質問があった。

3 行政視察の日程について

10月15日（火）から17日（木）までの2泊3日で実施することとされた。なお、調査事項については、正副委員長に一任することとされた。

4 次期委員会の開催日程について

8月21日（水）午前10時から行うこととされた。

◇ 建設水道常任委員会

日時・場所 4月23日(火) 第一委員会室
開議 午後0時56分 散会 午後1時13分
出席委員 高橋委員長、林副委員長、窪田、小曾根、中島、笠原、中道、細野、青木各委員
当局出席者 副市長、公営企業管理者、都市計画、建設各部長、水道局長、道路建設、公園緑地各課長、公園管理事務所長

(職員紹介)

当局から各部長の自己紹介と関係各所属長の紹介があり、続いて、議会事務局長から自己紹介と正副担当書記が紹介された。

(報告事項)

1 鉄鋼スラグを含む材料を使用した道路の安全対策工事の完了について

道路建設課長から次のとおり報告があった。

経緯についてであるが、大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出された鉄鋼スラグを使用した工事で、渋川市等で発注された工事において環境基準値を超えるフッ素等が検出された。本市においても同工場の鉄鋼スラグの使用箇所の調査及び環境調査を進めた結果、富士見地区内の8路線において鉄鋼スラグを含む砕石が使用され、環境基準値を超えるフッ素が含まれていることが判明したため、平成26年11月17日に調査結果を公表した。その後対応策の検討や費用負担の協議を行い、平成28年度から安全対策工事を実施してきたが、平成30年度において工事が完了したため報告するものである。

次に、安全対策工事の内容であるが、国、県、渋川市で組織する鉄鋼スラグに関する連絡会議で確認された基本方針である、鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している施工箇所の対策に基づき、舗装工事にあわせて行き、安全対策を講じたものである。

続いて、費用負担についてであるが、大同特殊鋼株式会社と協議の結果、鉄鋼スラグを含む材料の撤去、処分並びに撤去後の復旧に必要な路盤材等の費用を大同特殊鋼株式会社が負担した。

最後に、今後の対応についてであるが、環境部局等の協力を得ながら地下水の監視等を行い、環境への影響等に注視していきたいと考えている。

2 平成31年度春の水と緑の月間行事について

公園緑地課長から次のとおり報告があった。

水と緑の月間行事については、緑化を推進し、市民の緑化に対する意識を高めるため、春と秋に各種イベントを行っている。

須賀の園藤まつりであるが、藤の名所として知られた須賀の園保存整備を記念して、市民に藤の花を楽しんでもらおうと地元自治会が中心となって4月27日、28日の両日に実施するものである。地元自治会等が模擬店などを開き、ハワイアンダンスやバンド演奏、八木節音頭等を披露する。また、市が緑の募金に協力した人を対象に苗木プレゼントを行うほか、前橋ガーデンクラブによる花鉢等の即売会もある。苗木配布については、2日間とも先着200名に計400本配布する。

敷島公園まつりと前橋公園まつりについてであるが、第30回敷島公園まつりは都市緑化の推進やス

ポーツの振興を図ることを目的に、敷島公園内の施設を開放して毎年4月29日の昭和の日を実施しているものである。会場では、ステージプログラムなど多くのイベントが行われ、本市はボート池の無料開放と魚のつかみ取りを行う。また、同日、前橋公園内で中央児童遊園るなばあくの指定管理者である株式会社オリエンタル群馬が第4回前橋公園まつりを開催し、おしごとくるま展等のイベントが行われる。なお、2つの会場は無料シャトルバスにより、それぞれのお祭りを連携させ、利根川沿線地区のにぎわいを図る。

天皇陛下御即位三十年記念植樹及び緑の募金推進中央キャンペーンについてであるが、敷島公園まつりに合わせて上毛新聞敷島球場前において開催され、午前10時30分より記念植樹が行われる。その後緑の募金活動を展開する。当日緑の募金をしてもらった人に午前、午後それぞれ先着300名に計600本の苗木を配布する。

みどりの日記念苗木配布会であるが、このイベントも緑の募金活動の一環で実施しており、5月3日に中心商店街の中央イベント広場において開催する。当日緑の募金をしてもらった人、先着200名に苗木を配布する。

ばら園まつりについてであるが、ことは5月18日から6月9日までの23日間開催する。

(そ の 他)

1 次期委員会の開催日程について

5月21日(火)午後1時から行うこととされた。

※会議終了後、午後1時50分から、敷島浄水場東側水管橋(敷島町、上小出町二丁目)、都市計画道路 表町西片貝線(三河町一丁目、二丁目、本町三丁目)、百軒町公園(朝日町一丁目)、天川ポンプ場圧送管工事現場(文京町二丁目)、元総社町第二団地R B棟既設公営住宅エレベーター(元総社町)の視察を行った。

×

×

日時・場所	5月21日(火)	第一委員会室
開議	午後0時57分	散会 午後1時10分
出席委員	高橋委員長、林副委員長、窪田、小曾根、中島、笠原、中道、細野、青木各委員	
当局出席者	副市長、公営企業管理者、都市計画、建設各部長、水道局長、建築住宅課長、公園管理事務所長	

(報告事項)

1 前橋市営住宅管理条例の改正について

建築住宅課長から次のとおり報告があった。

改正の理由であるが、60歳未満の単身の低額所得者の居住の安定を図るため、市営住宅の入居者資格を緩和しようとするものである。

主な内容であるが、市営住宅の入居者資格について、現に同居し、または同居しようとする親族があることとする要件を廃止することにより、60歳未満の単身の低額所得者が市営住宅に入居できるようにするものである。

施行期日については、公布の日とするものである。

なお、本件については、令和元年第2回定例会に議案として提出する予定である。

2 荻窪公園アジサイまつりの開催について

公園管理事務所長から次のとおり報告があった。

荻窪公園は、アジサイの丘を中心に植栽された10種、約1万6,000株のアジサイと日帰り温泉あいのやまの湯、農畜産物直売所味菜や道の駅赤城の恵などの相乗効果により、アジサイの名所として、また赤城南麓の観光施設として年々知名度が高まってきている。そこで、さらなる知名度の向上と地域の活性化につながるよう、令和元年度もアジサイが見ごろとなる6月に荻窪公園アジサイまつりを開催するものである。

開催日時は6月23日午前10時から午後3時までを予定しており、式典等を行うメイン会場はふれあいゾーン西地区を予定している。

イベント内容であるが、開会式典と地元荻窪町によるアトラクション、アジサイの花を見ながらのスタンプラリー、野菜等の物産販売、環境ブースでのエコ工作体験などを予定している。なお、蛍観賞は6月下旬まで、アジサイについては7月中旬までが見ごろとなっている。

(そ の 他)

1 行政視察の日程について

10月15日(火)から17日(木)までの2泊3日で実施することとされた。なお、調査事項については、正副委員長に一任することとされた。

2 次期委員会の開催日程について

8月21日(水)午後1時から行うこととされた。

—— 特 別 委 員 会 ——

◇ 魅力あるまちづくりと交通政策調査特別委員会

日時・場所 5月22日(水) 第一委員会室
開議 午後2時56分 散会 午後3時55分
出席委員 横山委員長、藤江副委員長、小淵、林、近藤(好)、近藤(登)、浅井、石塚
各委員
当局出席者 都市計画部長、市街地整備課長

(協議事項)

1 年間スケジュールについて

委員長から次のとおり説明があり、了承された。

これまで重ねてきた研究、協議等を踏まえて、年間スケジュールを正副委員長で協議し、事務局と作成した。

最初に、本日は協議事項のほかに、調査研究事項として本市の中心市街地におけるまちづくりの取り組み状況について、当局から報告を受ける予定である。6月は、定例会があるので特別委員会はない。7月は、市内の行政視察の実施を提案したいと考える。日にちについては、7月3日ということで指定させていただく。8月については、前回から継続している公共交通に関係し、その後の報告を当局から受けたいと考えている。10月については、1泊2日という形になるが、県外の行政視察を考えている。日程は、10月3日、4日を予定している。11月については、当局からまちづくり、特にアーバンデザインに関係した報告を受ける考えである。12月は定例会があるので、特別委員会はない。令和2年1月については、委員間同士の討議を中心にして開催したいという考えを持っている。

2 行政視察の日程案について

委員長から次のとおり説明があり、了承された。

先ほど年間スケジュールの中で確認したが、7月に市内行政視察、10月に県外行政視察を行うことで進めていきたいと思うが、まず市内行政視察は、7月3日に行いたいと考えている。また、市内行政視察について、駒形町にあるマチダ平和資料館、それから住吉町にあるあたご歴史資料館を午前、午後に分けて視察したいと考えている。いろいろと副委員長とも相談したが、昭和、平成、令和という中で、私たちはやはり平和ということを重ねながら、昭和の和、平成の平、令和の和ということで、平和に着目すべきではないかという中で、前橋市にある資料館がなかなか目に触れないものになっていることを踏まえて、委員さんの視点からぜひ確認していただいて、今後前橋の歴史遺産としてどのようなものなのかということも含めながら検討を重ねていければありがたいと思い、この場所を選定した。

次に10月の県外行政視察の日程については、10月3日の木曜日、4日の金曜日の2日間で行いたいと思う。行政視察の調査事項についてはまだ特に決めていないが、正副委員長、また事務局等との相談という形で進めさせてもらうのでよろしく願います。

(調査研究事項)

1 中心市街地におけるまちづくりの取り組み状況

都市計画部長及び市街地整備課長から次のとおり説明があり、意見交換や質疑応答が行われた。

(都市計画部長)

前橋市中心市街地については、リノベーション事業による店舗や交流拠点の開業とともに、マンションやホテルの建設、また公共空間の利活用など、官民それぞれが中心市街地で新たな取り組みを活性化させていると感じている。かつて中心市街地には人を引きつけるたくさんの魅力があり、週末だけではなく、日々にぎわっていたと記憶している。さまざまな取り組みにより前橋市全体の魅力を高め、多くの人に本市を訪れてもらうことは、本市の発展に欠かせないものと思っているが、とりわけ中心市街地には訪れてもらうだけでなく、そこに住んでもらい、その人たちにも街なかの魅力を発信してもらえれば、本市のさらなる発展につながるものと思っている。また、中心市街地の魅力を高め、にぎわいを取り戻すためにも、その取り組みを一つ一つしっかりと進めていくことが大変重要だと考えている。

この後、市街地整備課長から中心市街地において行っている取り組みの詳細について報告する。

(市街地整備課長)

本市の中心市街地では、現在多くの取り組みが実施されており、魅力あるまちづくりに向けて、目に見える形となってきている。まずは、再開発事業についてであるが、本市では平成27年度に策定した市街地総合再生計画をもとに、重点施策区域を中心に取り組みが進められている。前橋駅前へのけやき並木通りでは、表町218地区優良建築物等整備事業で賃貸住宅12戸と事務所等による複合ビルが平成28年2月に竣工している。また、ことしの2月には、広瀬川河畔で、城東町11地区優良建築物等整備事業で分譲住宅120戸、1階部分には飲食店などの店舗が入る建物が完成し、分譲住宅については順調に販売が続いていると聞いている。さらに、3月には、本町二丁目交差点北側に位置して長期間にわたり空きビル状態であった建物が、本町213-2地区優良建築物等整備事業により、賃貸住宅32戸、低層部には事務所や飲食店が入る複合ビルに生まれ変わり、交差点の雰囲気も大きく変わった。

次に、現在再開発事業の検討が行われている地区についてであるが、前橋駅の北口で検討されているJR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業は都市計画決定された都市再開発法に基づく事業として、住宅や店舗、子育て支援施設などが複合となった建物の検討を進めており、現在は資金計画や基本設計などに取り組んでいる状況である。また、優良建築物等整備事業として、令和元年度より県庁前のけやき並木通りで本町14地区、立川町通りで千代田町419地区の2カ所の検討が開始される。そして、過去に検討された千代田町二丁目4番街区、8番街区を中心とした地区面積約2.3ヘクタールの千代田町中心拠点地区の検討が開始され、現在、事業協力者を募集している。

次に、既存の遊休不動産などのストックを活用するリノベーション事業になるが、中央通り商店街にあるシェアフラット馬場川は、平成25年度に住宅転用促進事業により、学生用シェアハウスとして本市で最初に改修された建物である。この施設は、内外から高い評価を受けており、平成26年度には弁天通りでも同様にシェアハウスが完成している。また、中央通りでは民間の自主事業としてのコムなど、さまざまなリノベーションの取り組みが実施されてきている。民間の自主事業ということでは、前橋駅周辺ではドーミーインの完成やコシダカホールディングスによるエキータの活用検討、

さらにホテル白井屋の改修やQのひろばでのプロジェクトなど、多くの形となる取り組みが展開されてきている。

さらに、市が中心となった事業で見ると、景観形成重点地区に指定された広瀬川河畔において、千代田町三丁目土地区画整理事業が進められている。あわせて、広瀬川河畔緑地整備の検討も進められている。

中心市街地にかかわる官民によるハード的な取り組みを説明したが、こうした取り組みの効果が発揮されるには、官民連携によるソフトの要素も重要となってくる。本市では、都市再生特別措置法に基づいて官民連携によるまちづくりを実効的に進めるため、都市再生整備計画を策定して、オープンカフェやイベントの開催など多くのまちづくり活動を担う都市再生推進法人を指定している。

このように、現在、中心市街地ではハードとソフトの両面から官民連携による魅力あるまちづくりに向けた取り組みが行われている。

続いて、千代田町中心拠点地区再開発事業について説明する。まず、事業概要について検討が進められている区域であるが、千代田町二丁目4番街区、市営中央駐車場のある8番街区と千代田町二丁目11番街区、そして千代田町四丁目7番街区を一体とした範囲になる。4つの街区合計の敷地面積は1.8ヘクタール、うち本市の所有地が約0.7ヘクタール含まれている。また、再開発事業では前面道路の中心線までを地区とするため、約2.3ヘクタールが地区面積となる。

次に、検討体制となるが、現在、地区内の地権者で組織された準備組合にて、市も参画して事業の検討を進めており、市街地整備課が事務局を担っている。また、地権者数の状況であるが、全体で44者のうち、準備組合の加入数は34者となっている。なお、過去の建設水道常任委員会等では実人数で報告していたが、今回は権利数で数えているので、前回の報告よりふえている。

次に、事業目的であるが、この地区については過去にも再開発事業を初めとするさまざまな検討が進められた4番街区と8番街区を含み、中心市街地の活性化に当たって重要な拠点づくりが進められる位置にある。こうしたことから、周辺では広瀬川沿いに完成した再開発事業を初め、空き店舗等のリノベーション、アーバンデザインの策定など、さまざまな取り組みの状況を踏まえながら、商業機能の再編やまちにとって必要な機能の整備を図っていきたいと考えている。

最後に、進め方等についてである。準備組合では、民間事業者等の事業に関するノウハウや技術力、資金力を活用するため、事業協力者として募集し、事業の検討を進めていく。事業協力者は、施設内容や規模、事業手法などの基本構想や基本計画の策定に当たる業務を担うこととなる。公募のスケジュールについてであるが、ことし2月6日から公募が開始され、参画意向の締め切りである4月17日までに、複数の企業で構成された1者から応募があった。そして、提案書の締め切りである5月17日までに、応募してきた事業者から提案書が提出されている。今後は、6月下旬に審査委員会で優先交渉権者を選定するための審査等を行い、その後の準備組合の総会で決議を経て、優先交渉権者として決定となる。さらに、7月中をめどに、事業を進めるための内容等を踏まえた基本協定を締結し、事業協力者として決定することになる。事業協力者が決定すると、準備組合とともに関係者等と具体的に事業の検討が開始されることとなるので、進捗に合わせて報告する。千代田町中心拠点地区再開発事業についての説明は以上になる。

続いて、千代田町三丁目土地区画整理事業についてであるが、こちらは平成23年11月15日に群馬県から事業認可をいただいて、清算期間の5年間を含み令和9年度での事業完了の予定で現在事業を進めている。こちらの全体事業費は約9億円の予定となっている。

続いて、広瀬川河畔緑地再整備については、中心市街地のにぎわいの創出を目的に、国の交付金を活用した都市再生整備計画に位置づけている。整備範囲については、中央前橋駅西側の久留万橋から国道17号厩橋までの右岸側で、延長は約700メートルになる。事業期間については平成30年度から令和3年度で、現在は設計業務を進めている。平成30年9月の業務契約後、これまでに計3回のワークショップを開催し、広瀬川河畔の近隣住民の方々や自治会、事業関係者、文学館館長やアーツ前橋館長などにも参加いただき、多種多様な意見を提案していただいている。

(そ の 他)

1 次期委員会の開催内容について

委員長から次のとおり説明があり、了承された。

7月に市内行政視察を行って、その次の委員会の開催内容も確認しておきたいと思うが、本日の委員会では当局から本市の中心市街地に関する現状と課題について説明を受けた。正副委員長としては、まちづくりだけではなく、前回から引き続き継続している公共交通についても考えてみる必要があるのではないかと考えている。そこで、8月の委員会では、所管課である交通政策課からの説明を受けた上で、質疑などを受けたいと思う。

2 次期委員会の開催日程について

8月21日（水）午後3時から行うこととされた。

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 5月22日(水) 議会運営委員会室
開議 午前10時24分 散会 午前10時29分
出席委員 鈴木(俊)委員長、藤江副委員長、豊島、須賀、鈴木(数)、長谷川、中里、
浅井各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書、行政管理各課長

1 第2回定例会の運営について

(1) 会期について

第2回定例会の会期は、5月30日から6月18日までの20日間とすることで確認された。

(2) 総括質問について

質問順序のローテーション及び会派の時間配分は、2月15日の議会運営委員会で確認された別紙総括質問発言順序一覧表(34ページ参照)のとおりとすることで確認された。

なお、質問事項等の発言通告は、従前と同様に開会日の5月30日の午後4時までとするが、質問者、質問時間、会派内順序は、事務の都合上、開会3日前の5月27日の午後4時までに報告することで確認された。

(3) 請願及び意見書案について

請願については、取扱規程に基づき開会3日前の5月27日までに提出されたものは会期中の審査、それ以降、閉会3日前の6月13日までに提出されたものは、閉会中の継続審査となることで確認された。

また、意見書案についても5月27日午後4時までの提出とし、特別のものは別途協議することで確認された。

(4) 議員派遣について

今期定例会において、派遣の議決を得ようとするものについては、従前の確認に基づき、開会日の5月30日午後4時までに、議員派遣申出書を提出することで確認された。

(5) 前橋市市税条例の改正議案の取り扱いについて

本日の各派代表者会議で確認された、前橋市市税条例の改正議案の取り扱いについて、当局からの依頼どおり、第2回定例会初日に議決することで確認された。

なお、表決調べを議案送付日の5月23日に各会派へ配付することとし、事務の都合上、質疑及び討論の通告と表決調べを5月27日午後4時までに事務局に提出することで確認された。

2 その他

(1) 次期議会運営委員会の日程について

5月30日(木)午前10時から行うこととされた。

総括質問発言順序一覧表

(会派構成員数が同じ、共産党、公明党の2会派、及び
前八俱樂部、赤利根、市民の会、心世紀の4会派は、1年ごとに交代とする。)

令和元年

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
1	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし	共産党
2	市民フォーラム	新政まえばし	共産党	新政まえばし
3	新政まえばし	共産党	新政まえばし	公明党
4	共産党	新政まえばし	公明党	新政まえばし
5	新政まえばし	公明党	新政まえばし	市民フォーラム
6	公明党	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし
7	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし	共産党
8	市民フォーラム	新政まえばし	共産党	新政まえばし
9	新政まえばし	共産党	新政まえばし	公明党
10	共産党	新政まえばし	公明党	新政まえばし
11	新政まえばし	公明党	新政まえばし	市民フォーラム
12	公明党	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし
13	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし	共産党
14	市民フォーラム	新政まえばし	共産党	新政まえばし
15	新政まえばし	共産党	新政まえばし	公明党
16	共産党	新政まえばし	公明党	新政まえばし
17	新政まえばし	公明党	新政まえばし	前八俱樂部
18	公明党	新政まえばし	前八俱樂部	赤利根
19	新政まえばし	前八俱樂部	赤利根	市民の会
20	前八俱樂部	赤利根	市民の会	心世紀
21	赤利根	市民の会	心世紀	新政まえばし
22	市民の会	心世紀	新政まえばし	市民フォーラム
23	心世紀	新政まえばし	市民フォーラム	新政まえばし
24番以降は大会派順				

※第1回・第3回定例会の会派別質問時間(答弁を含む)						
新政まえばし	206分	市民フォーラム	91分	共産党	74分	} 合計525分 (2日間)
公明党	74分	市民の会	20分	心世紀	20分	
前八俱樂部	20分	赤利根	20分			
※第2回・第4回定例会の会派別質問時間(答弁を含む)						
新政まえばし	437分	市民フォーラム	115分	共産党	92分	} 合計828分 (3日間)
公明党	92分	市民の会	23分	心世紀	23分	
前八俱樂部	23分	赤利根	23分			

—— 各 派 代 表 者 会 議 ——

日時・場所 4月23日(火) 議会運営委員会室
開議 午前9時28分 散会 午前9時32分
出席議員 阿部議長、小曾根副議長、浅井、鈴木(俊)、鈴木(数)、須賀、豊島、藤江、
長谷川、中里各議員、(オブザーバー)中島、中林、岡各議員

1 政務活動費の収支報告書の提出及び情報公開について

議長から次のとおり説明があった。

政務活動費の収支報告書の提出及び情報公開についてであるが、収支報告書の提出期限は4月30日となっているが、ことしは4月30日が皇位継承に伴い休日となるため、平成30年度分の政務活動費の収支報告書は4月26日までに領収書等の証拠書類を添付の上、提出してもらうようお願いする。提出された報告書は内容を確認し、必要に応じて調査した後、5月中に市長へ収支報告書の写しを送付する予定である。また、政務活動費の情報公開については、6月中に市議会ホームページに収支報告書を掲載し、市庁舎2階の情報公開コーナーにおいて収支報告書と領収書の写しを公開する予定なので、ご承知おき願う。

なお、政務活動費は市民の興味と関心の高いことから、今後細かい使途内容について問い合わせ等があるかもしれないが、その際には各会派において答えてもらうようお願いする。

2 議員親睦会について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議員親睦会の事業報告及び会計報告については、各派代表者会議において書面にて報告し、承認してもらうこととなっている。については、平成30年度分の結果がまとまったので報告し、承認願いたいと思う。

続いて、平成31年度の理事と監事の選出について協議してもらいたいと思う。議員親睦会の役員は、規約により会長と副会長は正副議長の充て職となっているが、理事及び監事については、これまで各派代表者会議の構成員をお願いすることを例としていた。平成31年度も同様に選出することによろしいか。

それでは、各派代表者会議の構成員の皆さんに理事及び監事をお願いする。については、この中から監事2名をどなたをお願いするかということであるが、これまでと同様に各派代表者会議の構成員のうち、第一会派、第二会派から選出してもらうことによろしいか。

それでは、新政まえばしから鈴木数成議員、市民フォーラムから藤江議員に監事をお願いする。

×

×

日時・場所 5月22日(水) 議会運営委員会室
開議 午前9時57分 散会 午前10時23分

出席議員 阿部議長、小曾根副議長、浅井、鈴木（俊）、鈴木（数）、須賀、豊島、藤江、
長谷川、中里各議員、（オブザーバー）中島、中林、新井美加、岡各議員
当局出席者 副市長、総務、政策、財務、文化スポーツ観光各部長、秘書、行政管理、政策推進、
市民税、文化国際、観光振興各課長

1 海外友好都市（イタリア共和国オルビエート市）への訪問について

文化スポーツ観光部長から次のとおり説明があった。

海外友好都市、イタリア共和国オルビエート市への訪問について説明する。

目的、依頼内容であるが、本市は平成9年12月にオルビエート市と友好都市提携を結び、さらには平成29年5月には同市に本部を置くスローシティ国際連盟に加入し、スローシティに向けた取り組みを積極的に進めている。こうした中、ことしの国際会議がオルビエート市において開催されることが決定され、友好都市としての国際交流、スローシティのまちづくりの推進という面で、本市としても国際会議に参加することで、その取り組みを積極的にアピールし、さらに他のスローシティとの貴重な情報交換の場という大変意義のある絶好の機会になるものと考えている。また、国際連盟側も、これまでの本市の取り組みについて大変関心を持っており、積極的な参加要請もあることから、今回市を代表し、前橋市長が参加することとなったので、市議会を代表する議長にも参加を依頼し、前橋市民の代表団として国際会議に臨みたいと考えている。

日程であるが、6月20日から25日までの4泊6日となる。ちなみに、国際会議の開催については6月21日から23日までの3日間開催となる。

参加予定者であるが、市長、議長、本事業関係市職員のほか、国際交流協会やスローシティに取り組む市民の代表に参加していただく予定となっている。

2 市長のフランス訪問について

政策部長から次のとおり説明があった。

これまでの経緯であるが、平成30年7月、群馬日仏協会主催のシンポジウムに参加された日本ミシュランタイヤのデルマス会長より、ミシュランの生産、開発拠点を有する自治体が主体となって設立されているミシュラン都市の国際ネットワークに本市もぜひ加盟してもらいたいとお誘いを受けた。本市にはミシュラン関連の施設はないが、デルマス会長によると、ミシュラン本社があるフランスのクレルモンフェラン市と本市の地理的環境が非常に似ているということで、本市を大変気に入っていただいた上でのお誘いであったと聞いている。また、群馬日仏協会からも、世界20カ国48都市が対象となるネットワークに加盟することで、本市におけるこれからのインバウンド、あるいは経済界を中心とした加盟都市との交流機会の拡大が期待できるのではないかと指摘もあった。こうした経緯を踏まえ、本市として参加することの意義やメリット等を検討したが、ネットワーク加盟都市との交流や連携はもとより、ミシュランによる本市の食や観光の紹介、あるいは赤城山ヒルクライム大会での連携、協賛といった、より短期的、現実的なメリットも考えられることから、加盟することを決定したものである。

市長は、6月24日にイタリアからフランスへ移動し、25日にクレルモンフェラン市長並びにミシュラン本部を訪問し、ミシュラン都市の国際ネットワークへの加盟に伴う挨拶を行うとともに、今後の活動に向けた調整、意見交換を行う予定である。

なお、当局からの参加予定者は、市長のほか秘書課長、政策推進課長、文化国際課長の計4名である。

3 前橋市市税条例の改正について

財務部長から次のとおり説明があり、5月30日に議決することが確認された。

前橋市市税条例の改正について説明する。

5月30日に議決をお願いする理由であるが、改正の中にふるさと納税に関する改正がある。これは、新聞報道等で承知いただいているとおり、基準に反する過度な返礼品を贈り、多額の寄附を集めている自治体があるため、国がふるさと納税制度を見直し、新たに国が指定する自治体への寄附のみがふるさと納税と認められることになったところであるが、これに係る改正が6月1日から施行になるため、その前に議決をお願いしたいというものである。

改正の理由については、地方税法が改正されたことに伴い改正を行いたいものである。

主な内容であるが、大きく2点である。1点目の個人市民税については、先ほど説明したふるさと納税制度の見直しであり、令和元年6月1日以降はふるさと納税の対象を総務大臣が定める基準に適合する都道府県または市区町村に対する特例控除対象寄附金となることを定めるものである。

2点目の軽自動車税に関するものであるが、令和元年10月1日以降、これまでの軽自動車に係る自動車取得税が軽自動車税の環境性能割という名称となり、市税となるが、消費税増税時の駆け込み需要対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用の自家用軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率を1%軽減するというものである。

また、令和元年10月1日以降、現在の軽自動車税が軽自動車税の種別割という名称となるが、令和元年度または令和2年度に最初の車両番号の指定を受けた、一定の環境性能、これは燃費性能などになるが、一定の環境性能を有する3輪以上の種別割の税率について、グリーン化特例の軽課の適用期限を2年間延長し、それぞれ令和2年度分または令和3年度分に限り、燃費性能に応じて軽減するというものである。

また、自動車メーカーの燃費不正への対応にかかわるものであるが、軽減対象車にかかわる軽自動車税、これは環境性能割と種別割の両方になるが、この軽自動車税に納付不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額にかかわる3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するというものであり、不正によって燃費性能が取り消された場合には自動車メーカー等を取得者とみなして、不足額を賦課し、徴収するというものを定めるものである。

施行期日であるが、ふるさと納税の制度改正については6月1日から施行されることとなっており、軽自動車については10月1日からであるが、ふるさと納税の制度改正が6月1日からの施行であるため、本改正条例について5月30日での議決をお願いしたいというものである。

4 その他

(1) 議員表彰について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

全国市議会議長会の議員表彰は、定期総会において、通常年は5月下旬に行われているが、統一地

方選挙の年は6月中旬ごろに行われることになっている。このため、本市議会では、この受賞者に対して、通常年は第2回定例会の初日に、また統一地方選挙の年は第3回定例会の初日に表彰状の伝達及び感謝状の贈呈、また議員親睦会主催の祝賀会を開催している。したがって、令和元年は第3回定例会の初日にこれらの行事を予定しているので、あらかじめ連絡する。

なお、令和元年の本市議会の受賞該当者であるが、30年表彰については宮田議員、中道議員の2名が、10年表彰については小曾根議員、富田議員、藤江議員、角田議員の4名、計6名が予定されている。

(2) 議会棟2階廊下の整理について

長谷川議員から、2階の廊下に置いてあるソファー、つい立て及びテレビ台について整理するよう求める発言があった。

(3) 次期各派代表者会議の日程について

5月30日(木)午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	5月30日(木) 議会運営委員会室
	開議 午前9時57分 散会 午前10時9分
出席議員	阿部議長、小曾根副議長、浅井、鈴木(俊)、鈴木(数)、須賀、豊島、藤江、長谷川、中里各議員、(オブザーバー)中島、中林、新井美加、岡各議員
当局出席者	副市長、総務、財務各部長、秘書、行政管理、資産経営、建築住宅各課長、資産経営課副主幹

1 新議会棟整備について

財務部長から次のとおり説明があった。

新議会棟の整備については、これまで議員さん、議会事務局の意見を聞きながら設計業務を進めてきたところであるが、5月22日に市内部の新議会棟整備検討委員会、また5月28日に庁議に諮り、議会フロアの基本的なプランが固まったので説明する。

新議会棟については、4階から7階が議会フロアとなり、セキュリティを高く設定しているセキュリティエリアに入るには、ICカードやテンキーで入室することを考えている。また、北と南に2基のエレベーターを配置している。

4階には、人の出入りが確認できるように北側に議会事務局を配置している。また、議会事務局に並んで議長室、応接室、副議長室を配置し、廊下に出ずに中扉で移動できるようにしている。なお、廊下を挟んで西側に図書室や議会運営委員会室を配置している。

5階は、議員控室のフロアとなり、南北に延びる廊下を挟んでやや左右対称に議員控室を東と西に配置している。議員控室の間仕切り壁の位置や面積については、議会事務局の意見を聞きながら作成している。なお、この間仕切り壁を取り外せば一体的に使用することも可能となっている。

6階は、議場と委員会室のフロアとなる。議場の入場経路であるが、議員さんは基本的に南側のエレ

ベーター、または階段で上がっていただき、議場の南側から入場する想定である。当局は、北側エレベーター、または階段で上がり、議場の北側ドア、もしくは議長席の後ろのドアからの入場となる。なお、議場の机のレイアウトについては、発言台及び質問席周辺の車椅子の回転スペースの確保や段差解消のため、現在さらに検討中である。

7階には、傍聴席と委員会室を配置している。傍聴席については、直接北側エレベーターで7階まで上がり、エレベーター正面の傍聴受け付けを済ませて傍聴席に進むことになる。傍聴席の形状については、親子席、授乳室、一般席がコの字型となっている。なお、記者席や車椅子席の配置については、さらに議会事務局と調整し、決定する予定である。

また、傍聴席の最前列から最後部の議員さんの頭や肩が見える想定となっている。なお、屋上部分にトップライトを配置し、自然光を取り入れる仕様としているが、この部分に関してはメンテナンス等を考慮し、トップライトではなく外壁からの光の取り入れも含め、現在検討中である。

5階以上の北東にある展望テラスの外壁デザインについては、透かしれんが積みを考えていたが、形状や材質も含めて設計会社とともに現在検討を深めている。さらに、平面図全体を通して、今後設計を進めていく中で打ち合わせ等により細かな部分で図面を変更する可能性もある。変更する場合は、事前に協議、調整するので、よろしく願います。

今後のスケジュールについてであるが、現在進めている基本実施設計については、令和元年10月までの予定となっている。あわせて進める文化財調査については、今後発注予定であるが、12月に完了するように進めていく予定である。新築工事の着工については、令和2年3月を予定しており、竣工は令和3年秋ごろを予定している。

2 健康増進法の改正による市庁舎及び議会棟の禁煙について

財務部長及び総務課長から次のとおり説明があった。

(財務部長)

健康増進法の改正における市庁舎の禁煙について説明する。

改正の趣旨については、望まない受動喫煙の防止を図ることに主眼を置くものであり、多数の者が利用する施設等について、区分に応じて一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設の管理権限者が講ずべき措置等を定めることによって受動喫煙対策を一層進めていこうという内容のものである。

次に、市役所の庁舎の対応についてであるが、市庁舎は行政施設となり、法律上の第一種施設に分類される。この第一種施設については、改正法の一部改正により令和元年7月1日からは原則敷地内禁煙となる。そのため、この一部施行に先駆けて、6月14日に13階の屋上にある職員向けの喫煙所と市役所北側公園に設置してある市民用灰皿を撤去することとしている。なお、第一種施設においては、来庁者が通常立ち入らない場所など一定の条件を満たせば敷地内に特定屋外喫煙場所を設けることができるが、条件を満たす場所がないため、敷地内禁煙を行うものである。

(総務課長)

引き続き、議会棟の禁煙について説明する。

現議会棟は国会などと同じ第二種施設に分類され、令和元年7月1日時点では、現在と同様に屋内の喫煙所、理事者控室のみ喫煙可能となっている。しかし、令和2年4月1日からは建物内禁煙となることから、この日以降議会棟は禁煙となる予定である。また、新議会棟については、令和3年秋ごろに完成予定となっているが、行政施設との複合的な施設となるため、基本的には第一種施設となり、敷地内

全体が禁煙となる予定である。

なお、補足であるが、現議会棟は令和2年4月1日から屋内禁煙となるが、喫煙するためには駅や空港にあるような室外への煙の流出防止措置が必要となる。また、新議会棟については、先ほど説明したとおり、行政と議会との複合施設となるので、基本的には第一種施設ということで敷地内禁煙となるが、各施設の機能や利用者が明確になる場合、各施設が明確に区分されている場合にはそれぞれが独立した施設として規制を適用することとされており、そのような場合には議会フロアは第二種施設としての規制が適用されるということである。新議会棟は、そのとおりの第二種施設となり、現議会棟と同じ区分となるとしても、新議会棟には駅や空港にあるような屋外への煙の流出防止措置は行われないため、新議会棟についても禁煙となることについてあわせて補足する。

3 その他

(1) 次期各派代表者会議の日程について

6月10日（月）午前9時から行うこととされた。

—— 議会図書室運営委員会 ——

日時・場所 5月30日(木) 議会運営委員会室
開議 午前10時17分 散会 午前10時19分
出席委員 鈴木(俊)委員長、藤江副委員長、豊島、須賀、鈴木(数)、長谷川、中里、
浅井各委員

1 図書の購入希望集計結果について

事務局から、次のとおり説明があり、了承された。

各会派から図書購入希望票を提出いただき、書籍名、金額等の精査、確認後の集計結果がまとまった。

合計で28冊、予定金額で7万1,743円となり、令和元年度の図書購入予算は13万円であるので、予算残額は5万8,257円となる。

2 令和元年度図書の購入方法について

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

ご了承いただいた図書の購入希望集計結果は、予算の範囲内であるので、購入希望集計表のとおり購入する。

続いて、購入予算残額の取り扱いについてであるが、追加購入は事務局に一任する。

■ 議 長 会

◇ 群馬県市議会議長会事務局長会議

期 日 4月11日(木)

場 所 群馬県市町村会館(前橋市)

出席者 高野事務局長

〔会議の概要〕

1 報告事項

(1) 入退会者について

(2) 定期総会について

開催日時 5月24日(金) 理事会 午後2時30分 総会 午後3時

場 所 テラス沼田(沼田市)

開 催 市 沼田市

(3) その他

平成31年1月16日から4月10日までの慶弔の概要が報告された。

2 協議事項

以下の事項について、了承された。

(1) 平成30年度会計決算について

(2) 平成31年度予算(案)について

(3) 平成31年度役員の改選について

(4) 次期臨時総会について

(5) 事務局職員研修会(前期)について

(6) 各市提出議題について

(7) 平成31年度各市負担金の納入について

×

×

◇ 群馬県市議会議長会定期総会

期 日 5月24日(金)

場 所 テラス沼田(沼田市)

出席者 阿部議長、小曾根副議長、高野事務局長

〔会議の概要〕

1 新会員紹介

平成31年1月16日から令和元年5月23日までの入退会者が報告された。

2 議事

(1) 諸報告

平成31年1月16日から令和元年5月23日までの会務及び慶弔の概要が報告された。

(2) 議案審議

以下の項目について、原案のとおり認定、可決された。

ア 会長提出議案第6号 平成30年度決算認定

イ 会長提出議案第7号 令和元年度予算

ウ 会長提出議案第8号 事務局職員研修会（前期）について

開催日 7月24日（水）

場所 桐生市役所

開催市 桐生市

(3) 役員の変更について

会長に前橋市、副会長に渋川市、理事に桐生市及び富岡市、監事に太田市及び伊勢崎市が選出された。

(4) 次期臨時総会について

開催日時 7月9日（火） 理事会 午前10時30分 総会 午前11時

場所 群馬県市町村会館（前橋市）

開催市 前橋市

×

×

◇ 都道府県庁所在都市議長会関東ブロック打合せ会

期日 5月29日（水）

場所 調布市文化会館（東京都調布市）

出席者 阿部議長、高野事務局長

〔会議の概要〕

1 都道府県庁所在都市議長会関東ブロック令和元年度理事の推薦について

横浜市を推薦することとなった。

×

×

◇ 関東市議会議長会定期総会

期 日 5月29日(水)
場 所 調布市グリーンホール(東京都調布市)
出席者 阿部議長、高野事務局長

〔会議の概要〕

1 会務報告等

(1) 会務報告

平成30年4月24日から令和元年5月21日までの会務概要が報告された。

(2) 慶弔規程に基づく支出報告

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの慶弔関係の支出が報告された。

(3) 議長の異動について

本市関係	三森議長	平成31年2月27日退任
	阿部議長	平成31年2月27日就任

2 諸報告(全国市議会議長会)

各委員会等(地方行政、地方財政、社会文教、産業経済、建設運輸、国会対策、国と地方の協議の場等)に関する特別委員会、市議会議員共済会)の活動状況について報告があり、了承された。

3 議案

(1) 会長提出議案第1号 平成30年度歳入歳出決算

(2) 会長提出議案第2号 令和元年度歳入歳出予算

(3) 都県提出議案第1号 発達障害が疑われる(グレーゾーン)の子どもへの支援の拡充について

(4) 都県提出議案第2号 小学校外国語教育の整備及び充実のための講師配置について

(5) 都県提出議案第3号 広域道路交通ビジョンの推進について

(6) 都県提出議案第4号 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの再考について
提出議案については、全て原案のとおり認定、可決された。

4 役員改選

役員選考委員会の報告のとおり承認され、新会長に横須賀市が就任した。

5 次期総会開催市決定

会長市である横須賀市で開催されることとなった。

6 全国市議会議長会等役員及び委員について

定期総会終了後に開催する新支部長会議に一任することとなった。

ロビ一

前橋市功勞者表彰

◇ 5月13日（月）、前橋市功勞者表彰規則に基づき次の議員が表彰された。
在職12年 鈴木俊司議員

4・5月の日誌

月 日	曜日	日 誌
4月11日	木	群馬県市議会議長会事務局長会議
4月18日	木	総務常任委員会
4月19日	金	教育福祉常任委員会
4月22日	月	市民経済常任委員会
4月23日	火	各派代表者会議 建設水道常任委員会
5月20日	月	総務常任委員会 教育福祉常任委員会
5月21日	火	市民経済常任委員会 建設水道常任委員会
5月22日	水	各派代表者会議 議会運営委員会 魅力あるまちづくりと交通政策調査特別委員会
5月24日	金	群馬県市議会議長会定期総会
5月29日	水	都道府県庁所在都市議長会関東ブロック打合せ会 関東市議会議長会定期総会
5月30日	木	各派代表者会議 議会運営委員会 議会図書室運営委員会 本会議（1日目）

—— 4・5月の視察来訪 ——

月 日	曜日	来 訪	人数	調 査 事 項
5月 8日	水	佐賀市（佐賀県）	10人	自動運転バスの取り組みについて
		青森市（青森県）	6人	学校給食の無料化について 手話言語条例について
5月16日	木	摂津市（大阪府）	8人	食品ロス削減の取り組みについて まえばしフードバンク事業について

—— 図 書 室 だ よ り ——

（5月寄贈図書）

書 名	著（編）者	発 行	備 考
全国市長会百二十年史	全国市長会百二十年史 編さん委員会	全国市長会	寄贈
言霊 — ことだま —	大武 仁作	上毛新聞社	寄贈
下川淵カルタ	下川淵地区歴史文化遺産 活用委員	上毛新聞社	寄贈